

4. 障害年金 **身知精癈難**

障害のある方が受給できる公的年金です。

(1) 障害基礎年金（国民年金法） **身知精癈難**

対象者 次のいずれかに該当する方。

- ① 国民年金加入中に初診日のある傷病により、認定日（1年6か月後）において政令で定める程度の障害の状態にある方
- ② 20歳前に初診日のある傷病により政令で定める程度の障害の状態にある方
- ③ 国民年金加入中で、第3号被保険者期間（昭和61年4月1日以降、会社員、公務員に扶養されていた妻又は夫であった期間）に初診日のある傷病により、認定日（1年6か月後）において政令で定める程度の障害の状態にある方

※身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳とは別に国民年金法で定める障害の認定を受けることが必要となります。

内容	年金額（令和7年度）	
	1級	2級
生年月日		
S31.4.2～	1,039,625円	831,700円
～S31.4.1	1,036,625円	829,300円

子の加算額

- | | |
|------------|-----------|
| ・第1子、第2子 | ・第3子以後 |
| 各 239,300円 | 各 79,800円 |

※1 年金額その他詳細についてはお問合せください。

※2 年金額は毎年度改定されます。

その他 ①③に該当する方が、障害年金を受給するためには保険料の納付要件を満たす必要があります。

②に該当する方は、本人の所得制限・併給制限があります。

申請先 ①②：健康医療部 保険年金課 ☎ 042-620-7238
 ③：八王子年金事務所 お客様相談室 ☎ 042-626-3511
 （音声自動案内のため、案内に従って①→②の順に電話のプッシュボタンを押して下さい。）

(2) 特別障害給付金 **身知精発難**

対象者 国民年金の任意加入期間（平成3年3月までの学生、または昭和61年3月までの被扶養配偶者だった期間）に国民年金に加入しておらず、その期間中に初診日のある病気やけがで、国民年金障害認定基準の1、2級に該当した方

内容 ・ 1級 基本月額：56,850円（令和7年度）
・ 2級 基本月額：45,480円（令和7年度）
（特別障害給付金の月額は、前年の消費者物価指数の上昇下降に合わせて毎年度自動的に見直されます）

その他 ・ 所得制限あり
・ 障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は除く

申請先 健康医療部 保険年金課 ☎ 042-620-7238

(3) 障害厚生年金（厚生年金保険法）

対象者 厚生年金保険の被保険者加入期間中に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方

内容 厚生年金に加入中の障害で障害基礎年金が受けられるときに、あわせて障害厚生年金（1級又は2級）が受けられます。
障害の程度が軽いときは3級の障害厚生年金又は障害手当金が受けられません。
年金額は給与及び障害の程度により異なります。詳細については、申請先にお問合せください。

申請先 八王子年金事務所 お客様相談室
☎ 042-626-3511（音声自動案内のため、案内に従って①→②の順に電話のプッシュボタンを押して下さい。）